

## Q 塾講師バイト 授業以外の給料払われず

学習塾で塾講師のアルバイトをしている大学生です。塾では授業以外にも授業の予習をしなければならず、授業後も生徒から質問を受けて、社員とミーティングをしてから帰ります。しかし、給料は「1コマ90分2000円」と契約で決められているため、授業時間外の分は払われていません。授業時間外のアルバイト代を請求することはできないのでしょうか。

### 法律 相談室

ご相談のように、最近ではアルバイトの学生の方の労働トラブルが増えていきます。「ブラックバイト」という言葉も相まって、最近

はアルバイトの労務管理への関心が非常に高まっています。

この問題を考える前提として重要なことは、アルバイト

ご相談の件です。契約書も少なくありませんので、今一度チェックしてみることをお勧めします。

さて、ご相談の件です。完全な業務委託の予備校講師であれば別ですが、一般的なアルバイト塾講師は

「労働者」になります。会社の指揮命令の下に置かれ

て行うことが多く、「労働時間」になる可能性は高いでしょう。

これに対して、授業の予習時間は判断が難しいです。持ち帰りの仕事となりますので、会社からの拘束性が比較的弱くなるためです。労働時間と評価される

ためには、塾側の非常に明

## 「労働時間」であれば請求可

イトの従業員も、「労働者」であれば労働基準法や労働

契約法などの法律によって保護されるということ

です。その保護内容は、基本的に正社員と変わります。例えば、「アルバイトに有給休暇は一切ない」という契約をしたとしても、労働基準法に反して無効になります。不備のある雇用

る時間（法律上の「労働時間」と言います）と判断される部分については、労働の対価として賃金を請求することが可能です。「労働時間」になるかどうかの判断は個々の会社の実態によって違ってきますが、塾での授業後の生徒対応やミーティングなどは、一般的に業務の一環として義務とし

る時間（法律上の「労働時間」と言います）と判断される部分については、労働の対価として賃金を請求することが可能です。「労働時間」になるかどうかの判断は個々の会社の実態によって違ってきますが、塾での授業後の生徒対応やミーティングなどは、一般的に業務の一環として義務とし

る時間（法律上の「労働時間」と言います）と判断される部分については、労働の対価として賃金を請求することが可能です。「労働時間」になるかどうかの判断は個々の会社の実態によって違ってきますが、塾での授業後の生徒対応やミーティングなどは、一般的に業務の一環として義務とし

る時間（法律上の「労働時間」と言います）と判断される部分については、労働の対価として賃金を請求することが可能です。「労働時間」になるかどうかの判断は個々の会社の実態によって違ってきますが、塾での授業後の生徒対応やミーティングなどは、一般的に業務の一環として義務とし

る時間（法律上の「労働時間」と言います）と判断される部分については、労働の対価として賃金を請求することが可能です。「労働時間」になるかどうかの判断は個々の会社の実態によって違ってきますが、塾での授業後の生徒対応やミーティングなどは、一般的に業務の一環として義務とし

確な指示が必要となるでしょう。

こうした時間外労働の賃金請求を実際に進める場合、法律上の様々なルールに基づいた計算をする必要があります。労働問題に詳しい弁護士に相談してみてください。

（回答）戸田哲弁護士

（回答）戸田哲弁護士

県弁護士会所属の弁護士が、皆様の法律的なお悩み、ご相談についてアドバイスするコーナーです。随時掲載します。弁護士に直接相談したい場合は、県弁護士会（千葉043・227・8431、松戸047・366・1211、京葉047・431・7775）に電話で予約してください。県内14か所の法律相談センターで、相談することができます。一般法律相談の相談料は、30分2000円（一部を除く）です。



県弁護士会  
キャラクター「ちーべん」